

201405号

## 消費者被害注意情報

平成27年1月26日  
島根県環境生活部環境生活総務課  
(消費とくらしの安全室)

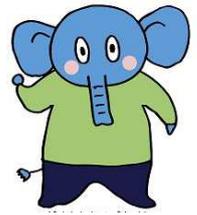
T E L 0852-22-6216

F A X 0852-32-5918

E-Mail [syohisen@pref.shimane.lg.jp](mailto:syohisen@pref.shimane.lg.jp)

# ワンクリック請求による架空請求にあってもあわてない!!

無料と記載してあったアダルトサイトや占いサイトなど、複数のサイトを移動するうちに、突然「有料サイトへの登録が完了しました」という画面が表示され、高額な利用料を請求する「ワンクリック請求」の相談が数多く寄せられています。



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん

## ●ワンクリック請求の手口を紹介します

### <事例1>

スマートフォンで無料のアダルト動画を見ようとしたら年齢確認画面が出て、「18歳以上」をクリックしたところ、いきなり登録になり9万円を請求された。3日を経過すると20万円になるという。

### <事例2>

パソコンを操作中に、突然アダルトサイトにつながり、利用料金として9万9千円支払うようにと表示され、あわてて画面に表示してある業者の連絡先に電話した。

業者から強い口調で「3日以内に払わないと、調査して取り立てる」と言われ、電話やメールで執拗な取り立てを受けている。

## ●県内でも多くの相談が寄せられています

県消費者センターには、平成26年4月から平成26年12月までの間に約280件の相談が寄せられています。

アダルトサイトを閲覧していただくだけでなく、無料のゲーム、占い、アニメなどのサイトを閲覧していたら意図せずアダルトサイトなどにつながり、高額な請求を受けるといったケースがあるため、女性や未成年の方の相談も少なくありません。

## ●県民の皆さまにアドバイス

- ワンクリック請求は「登録になりました」などと表示されても、消費者の勘違いや業者の虚偽による契約が多いため、その契約は成立していないと考えられます。従って、請求画面が出たり、連絡先の表示があったりしても、決して支払ったり、業者に連絡したりせず何もしないことが最善の方法です。
- その業者に関わりたくないと思い、利用料金や退会料金を支払ってしまうと一度で終わらず、その後も様々な理由をつけて料金を請求されるおそれがありますので、執拗な請求があっても支払わないでください。  
また、氏名や住所等が業者に知られていることは通常ありません。こちらから連絡することで新たな個人情報を与えることになり、さらなる被害に遭う可能性があります。
- 中学生や高校生など未成年の方は、トラブルに巻き込まれた場合、一人で悩まずに家族や消費者センターに相談してください。

困った時は、**お住まいの役場の消費生活相談窓口**、**県消費者センター**にご相談ください。

相談電話 県消費者センター 0852-32-5916

石見地区相談室 0856-23-3657